様式第１号（第８条関係）

むつ市広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

　むつ市長　宮下　宗一郎　様

《申込者》

郵便番号　〒

住所(所在地)

名称

代表者職･氏名

電話番号

ＦＡＸ番号

担当者職･氏名

　むつ市広告掲載実施要綱第８条の規定により、次のとおり申込みます。

　なお、掲載に当たっては、むつ市広告掲載実施要綱及びむつ市広告掲載実施基準を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 広告の掲載を希望する媒体 | 広報むつ |
| 掲載位置及び規格等 | □下１段（縦5.2cm以内×横18.1cm以内）  □下１段の２分の１（縦5.2cm以内×横9.0cm以内） |
| 掲載を希望する期間 | 年　　　　月号 |
| 納税状況及び調査同意欄 | 滞納はありません |
| 広告の掲載に関し必要があるときは、自らの納税状況調査について同意します。  令和　　年　　月　　日  住 所(所在地)  名　　　　 称  代表者職･氏名 |

別記（第７条関係）

むつ市広報紙への広告について

（広告の場所）

１　広告は、市広報紙の表紙及び裏表紙を除く２ページ以降の下１段に掲載されます。

（広告できる方と内容）

２　広告は、むつ市広告掲載実施要綱第３条に掲げる事項に該当しないものでなければなりませんのでご確認願います。

（広告掲載の料金）

３　広告掲載の料金は、次のとおりです。

（１）下１段（縦　５．２㎝以内×横　１８．１㎝以内）

掲載１回につき　２４，０００円

（２）下１段の２分の１（縦　５．２㎝以内×横　９．０㎝以内）

掲載1回につき　１２，０００円

（広告掲載の取消し）

４　市広報紙の編集上、特に支障のある場合、広告の原稿が期日までに提出されない場合、広告掲載の料金が期日までに納入されない場合及び掲載の申込があっても市長が掲載の決定をしない場合は、掲載希望号に掲載できません。

（広告掲載の位置）

５　広告を掲載するページは、指定できません。

（広告原稿の提出）

６　掲載広告の見本を、指定する期日までに提出してください。

（広告の掲載回数）

７　広告の掲載回数は、申込み１回につき、発行号１回になります。

詳しくは、むつ市企画部市民連携課広報グループ（電話２２－１１１１内線２１５７）にお問い合わせください。